

みんなで作ろう大船渡 市民活動の輪

黄金の海・ケセンプロジェクト

2016年に市内の有志が中心となって、気仙の地域資源や歴史を生かしたまちづくりに取り組む団体として設立しました。

「気仙の黄金歴史文化」のすばらしさを再認識し、この地域を「黄金ブランド」として発信し、次世代に誇りを持って暮らせる地域づくりを目的に活動をしています。

■活動内容

去年は、「おらほの町から金が出た！世界の歴史を変えた気仙の黄金！」の動画を制作し、気仙3市町の全小学校にDVDを寄贈しました。

動画は、6年生の修学旅行で訪問する平泉町の中尊寺と気仙の関係を分かりやすく解説した内容となっており、今年には英語版も制作しました。

気仙の産金ストーリーの周



日本語版動画
英語版動画



猪川町の産金資料館（オリエントロマン館）

市は、ともに協働するまちづくりを目指しています。

このコーナーでは、大船渡市民活動支援センター協力のもと、市内の市民活動団体やイベント情報などを紹介します。



英語版の収録には小学生にお手伝いいただきました

■会員を募集しています

気仙の地域資源や歴史に興味のある人は、お気軽に問い合わせください。

▽問い合わせ先

黄金の海・ケセンプロジェクト事務局熊谷さん（☎090・1932・5320）

いきいき！健康講座

171

高齢者などの権利を守る『成年後見制度』を紹介します

成年後見制度は、認知症や障がいにより、判断や意思決定が不十分な人を、後見人などが法律的に支援（金銭管理、医療・介護サービスの手続、不要な契約の取り消しなど）する制度です。

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

1 任意後見制度

判断能力が不十分になったときに備えて、本人があらかじめ後見人（子、兄弟、弁護士、司法書士、社会福祉士など）を選び、契約を結ぶ制度です。

最寄りの公証役場（本市では一関公証役場）で、財産管理などの代理権を与える契約を結び、利用を開始するときに、契約していた後見人などが家庭裁判所に申し立てをします。

2 法定後見制度

判断能力が不十分になったときに、親族などの申し立てにより、家庭裁判所が選任した後見人などが、被後見人などの代理として財産や生命、権利を守る制度です。

判断能力の程度により、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類があり、それぞれ補助人、保佐人、後見人が選任され、与えられた権限の範囲で支援を行います。

◎「補助」の利用事例（判断能力が不十分な人）

軽度認知症の母が、訪問販売で商品を次々買ってしまうため、娘が申し立てを行った。娘が補助人に選任され、不要な契約を取り消した。

◎「保佐」の利用事例（著しく判断能力が不十分な人）

一人暮らしの知的障がいの姉を心配し、妹が申し立てを行った。

弁護士が保佐人に選任され、サービス利用の契約や金銭管理を行った。

◎「後見」の利用事例（判断能力がほとんどない人）

認知症で入院中の父親が、預金の払い戻しができないため、息子が申し立てを行った。息子が後見人となり、金銭管理と入院費用の支払いを行った。

■市役所相談窓口

制度の詳細は、高齢者については地域包括支援センターに、障がい者については地域福祉課（☎内線187）に相談ください。

▽問い合わせ先

地域包括支援センター

（☎262943）

令和2年度「元気アップ↑教室」を開催します

- ▷期日・会場＝右表のとおり
- ▷時間＝午後1時30分～3時（開場午後0時45分、1時10分ごろまでにお越しください）
- ▷対象＝40歳以上の人
- ▷定員＝各30人（先着順）
- ▷内容
 - ①やさしいヨガ～ヨガ体操～
 - ②唄って笑って お口元気 脳元気
 - ③みんな一緒に脳力アップ
- ▷持参するもの＝飲料水、筆記用具
 - ※バスタオルや運動靴が必要な地区があります。申し込み時に確認ください。
- ▷申込方法・期間＝各地区開催日の前日までに電話で申し込みください。参加料は無料です。

▷申込先／問い合わせ先
地域包括ケア推進室（☎262943）



地 区	会 場	期 日	内 容
盛	カメラアホール	5月15日(金)	①
大船渡	おおふなぼーと	5月18日(月)	②
末 崎	ふるさとセンター	5月7日(木)	②
赤 崎	漁村センター	5月14日(木)	③
猪 川	猪川地区公民館	5月13日(水)	①
立 根	立根生活改善センター	5月28日(木)	②
日頃市	日頃市地区公民館	5月22日(金)	①
綾 里	綾姫ホール	5月25日(月)	③
越喜来	三陸公民館	5月19日(火)	③
吉 浜	吉浜地区拠点センター	5月21日(木)	③

（15）広報大船渡 令和2年4月10日号（No. 1172）

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

市民活動インフォメーション

助成金を紹介します

マークスホールディングス 育英会スポーツ活動助成

▷助成対象者

- ・東北地方の学校・児童施設などにおけるスポーツに関する部活・クラブ活動など
- ※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、児童施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センターが対象
- ・地域の子供スポーツクラブなどの団体であって、次の①～③を満たすもの
- ①3年以上継続して活動している団体

- ②構成人数が5人以上、競技者が18歳以下
- ③団体運営が定期的、計画的、組織的に行われている営利を目的としない団体
- ▷助成対象者
 - ①用具、機材、設備、備品などの購入・修繕費用
 - ②大会などの出場費、遠征交通費、機材などの運搬経費、コーチ謝金など
 - ③その他青少年のスポーツ活動の技能向上・活動の充実などに必要な経費のうち、財団が認めたもの
- ▷その他
 - 詳しくは、(公財)マークスホールディングス育英会のホームページをご覧ください。
<http://www.mercs.jp/zaidan/business>
- ▷問い合わせ先
大船渡市市民活動支援センター（☎475702）

■大船渡市市民活動支援センター▷所在地＝大船渡町字野々田10-3（キャッセン大船渡モール&パティオ内）（14）
▷時間＝午前10時～午後6時／月～金曜日（祝日を除く）▷電話＝475702▷Eメール＝shimin@ofunatocity.jp
▷ホームページ＝<http://ofunatocity.com/> ※フェイスブック、ブログ、ツイッターを随時更新中